水道料金・下水道使用料の減免について

明石市では、65 歳以上のひとり暮らしで、次の全ての要件を満たしている方 について、水道料金・下水道使用料を減免する取扱いをしています。

● 要件

- 4月1日現在で65歳に達している方 (65歳に到達してから最初の4月1日以降)
- 明石市で住民登録をしており、かつ市内に一人で居住されている方
 - ※世帯分離(同住所別世帯も含む)または常時居住している家屋に 同居者のいる方は対象外です。
- ・前年の所得が老齢福祉年金の支給対象となる額未満の方
- ・生活保護、もしくは中国残留邦人等の支援給付を受けていない方

● 減免する額

水道料金・下水道使用料の**基本料金の半額**

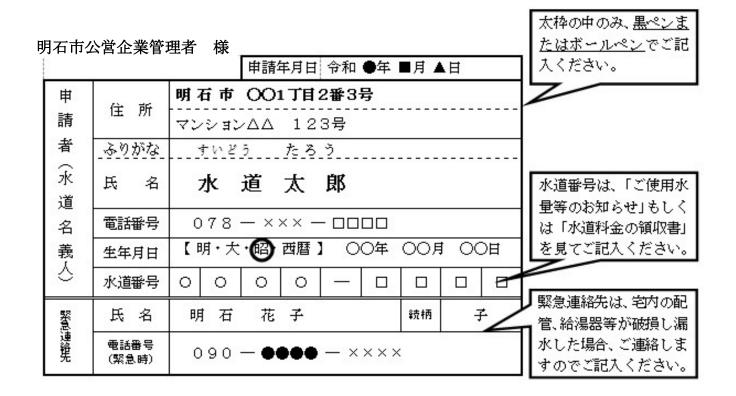
●減免する期間

減免が決定された日以降の検針分から、廃止が決定された日以後の 最初の検針分まで

♪ご注意

- 1 「申請者の住所・氏名」と「水道使用場所・名義人」が異なるときは減免を受けることができません。
- 2 <u>世帯分離(同住所別世帯も含む)または常時居住している家屋に同居者のいる方は</u> 対象外です。
- 3 <u>市内転居した場合や、閉栓していて再び水道の使用を開始する場合は再度申請が</u> 必要です。
- 4 減免の適用は、おひとりにつき一水栓(散水栓は含まない)のみです。
- 5 要件に変更が生じた場合は、水道料金お客様センターへご連絡ください。

申請書の書き方(記入例)



申請のとき必要なもの

1 前住所地での所得証明書 (申請する年の1月1日以降に転入してこられた方のみ必要)

減免する方法

- 1 水道料金・下水道使用料から減免する額を差し引いて請求します。
- 2 共同で水道を使用されている方は、後日お返しする方法をとらせていただきます。

お問い合わせ

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所

明石市水道料金お客様センター 2078(915)0270